

Title	アリストテレスよりオレームに至る貨幣理論の発達
Sub Title	
Author	萩原, 吉太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1931
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.5 (1931. 5) ,p.689(73)- 730(114)
JaLC DOI	10.14991/001.19310501-0073
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19310501-0073">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19310501-0073</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

要するにホ氏の立場よりすれば、銀行信用の供給せられざる限り産業變動は全然其の意義を失するものである。然るに銀行信用の供給は銀行の現今準備金比率に依つは大體左右せらるるものであるからして、銀行の状態が決定的要素となる。(註七)

(註一) ビ教授は、此の點に就て、スナイダ氏が米國の材料に就て研究したる方法を採つた。即ち後者は貨幣の流通速度と事業量とが時間的關係及び振幅の度合に於て密接なる關係ある事を發見したる結果、物價に對し貨幣數量のみが中和せられざる從價を與ふる要素として残つた事實を指摘せるに對し、前者は、物價の變動率と信用額の變動率と就職率指數とを比較したる結果、後二者の振巾等しきに反して物價曲線は方向を同じくするも振度は遙に大なる點を指摘して、物價は流通速度の變動によるを歸結する。(Industrial Fluctuation, p. 168)

(註二) Ibid. p. 173.

(註三) Trade and Credit, p. 156.

(註四) " p. 157.

(註五) " p. 158-9.

(註六) " p. 165.

(註七) 今便宜上兩氏の立場を簡單に示すに次の通りである。

ビグウ 樂觀的誤謬……銀行信用  
一般公衆よりの借入  
騰貴……過去の契約履行による利益……樂觀的誤謬……

ホートレイ 準備金比率の向上……信用の擴張……消費者所得の増加……  
消費者支出の増加……生産活動力の増加……物價の騰貴……信用の擴張……

アリストテレースよりオレームに至る

### 貨幣理論の發達

萩原吉太郎

はしがき

貨幣理論が純然たる科學的見地より論究せらるゝに至れるは十六世紀以降の事に屬すと雖も、其の主要なる研究題目は夙に殆ど悉く論及せられたるなり。唯時代思潮の反映の結果として、其の論述に倫理的又は神學的色彩を免れざりしと雖も、十六世紀初頭の貨幣理論の内容を成すものは、實にかゝる時代の議論の集積に外ならざりしなり。

初期の貨幣理論は三つの時代を劃して發達したり。第一は古代希臘並に羅馬時代、第二は暗黒時代、第三は十二世紀より十五世紀に至る時代なり。第一の時代のうち、古代希臘に於ける主要なる論者はクセノフォン、プラトーン並びにアリストテレースにして、後の二者は倫理學又は政治學の裡に斷片的に論及したるが故に、其の陳述は倫理的色彩濃厚なり。而して其の論點は貨幣の起原、職能、素材の根本的問題に關するものにして、又クセノフォンは貨幣價值に論及したり。次に羅馬

時代はパウルスの貨幣の起原に關する陳述を除けば、注目に値する論述は殆ど絶無にして、ブリンイ及びブルタークの断片的記述あるに過ぎず。第二の西ローマ帝國崩壊後の六世紀間は文化凋落の時代にして、イシドールス及びカシオドールスの言語學的、半神話的敘述あるのみ。貨幣理論が再論せらるゝに至れるは、第三の時代たる攻學の風甦れる十二世紀以降のことにして、其はマグナウスのアリストテレスの諸著の義解、聖トーマスのアリストテレスの倫理學、政治學の註釋書に於て其の端を啓かれたるものなり。固よりアリストテレスのみならず、プラトーン、パウラス、カシオドラス等の所述も知悉せられ、引用せられたりと雖も、十二世紀以降の貨幣理論の礎石となりたるものはアリストテレスの見解なり。従つて貨幣の起原、職能、素材の諸問題に論及せられたるが、更に此の時代は貨幣貶質の現象に直面しつゝありし結果として、嘗つて論及せらるゝこと極めて稀なりし貨幣改惡の方法と其の影響、造幣料、造幣制度並びに貨幣流通の諸問題が熱心に論議せられるゝに至りぬ。而して其は主として教會法學者によりて説かれたるが故に、神學的色彩頗る強く、其の餘燼は十六世紀に入りても猶ほモリナウスの著述に残存したるなり。

此の時代に於て貨幣理論を試みたる者は前述マグナウス、聖トーマスの外に、ギーベル・ド・ノーツオーン、ビュリイダン、アンリ・ド・ガン、ペール・デュ・ボア、オレーム、アントニウス・ド・フロレンス、ブルウナス、ベール等を擧示し得れども、其の中に於て傑出したるは聖トーマス・ビュリイダン、オレームの三人にして、初期貨幣理論は是等三者の手に成育したりと言ふも敢て過言にあらずるなり。就中、オレームの著述は他の断片的記述と異り、體系整へる貨幣理論の最初の專攻書なり。

是等の諸論者を通しての特色たりし神學的色彩は、十六世紀に入りて文藝復興の機運に際會するや、コペルニカスを境として拂拭せられたり。アリストテレスを距ること千九百有餘年、實に貨幣理論は其の萌芽時代に長き星霜を閲したるなり。

## 一

洵にレウインスキイの言へるが如く、古代希臘に於ける漠然たる記述を餘りに重視するは誤りにして、經濟現象が科學的研究の對象となれるは遙かに後世の事に屬す(1)と雖も、既述せるが如く、古代希臘の哲學者により論及せられたる五個の問題、即ち貨幣の起原、職能、素材、價值並びに人類に對する影響(2)のうち、起原職能並びに素材に關する見解は十二世紀以降に於ける貨幣論議に際して其の礎石となりたり。換言すれば十二世紀以降の貨幣理論は主としてアリストテレスの論述を出發點として發展したるなり。従つて古代希臘に於ける諸論は漠然たる断片的記述に過ぎざれども、貨幣理論發達の歴史上重要な役割を演じたるものにして、史的研究に當りて等閑に附すべからざるなり。

(1) Lewinski, The Founders of Political Economy, p. 7.

(2) Monroe; Monetary theory before Adam Smith, p. 13.

トレバーに從へば専ら經濟學を取扱へる最初の勞作者たるクセノフォン(3)の貨幣理論は其の著「アテネの歳入」に於て敘述せられたり。而して其の論議は當時に於ては極めて稀れなりし貨幣價值に關するものなり。彼は金と銀との價值を論じ、銀の價值は不變なりと説けり。モンローの説明に

依れば、斯く金の價值と銀の價值とを區別したるは前者を財貨後者を貨幣として觀察したるの結果なり。而して貨幣としての銀の價值を不變なりとするに至れるは貨幣の一般受容性を誤解せるが爲めなり。而して更に彼がかゝる誤謬に陥れる所以のものは一に彼がアテネにとりて銀採掘の有利なるを力説するに急なりしが爲めに外ならざるなり。(4)

(3) Trever; A History of Greek Economic thought, p. 63.

(4) Monroe; op. cit., p. 8.

彼はアティカの地を讚美し、此の地の豊富なる銀を包藏することを敘述し、其の無限なる供給は無  
限なる人々に職を與ふるを説ける後、銀に對する需要の際涯なきを唱へたり。洵に或る家屋が必要  
なる家具を完備したる時最早それ以上の家具を購はざるべし。然れ共銀に於ては然らず。其の増加  
を必要とせざる迄に銀を所有したる者は未だ嘗て存せざるなり。人若し銀の餘剰を有すれば之を貯  
藏し、其の貯藏に其の使用に於けると同様の快樂を感ずるなるべし。加ふるに社會が繁榮の狀態に  
あれば、人々は銀を必要とすること極めて大なるべし。男子は美麗なる武器、良馬又は宏壯なる家  
屋家具に、婦人は高價なる衣裳と燦たる裝飾に銀を消費せんと欲すればなり。之に反し社會が收穫  
の不足、戰爭の爲めに困窮し、加ふるに土地は不耕作のまゝに放置せらるゝ時、人々は必須品を購入  
し、補助軍隊を雇備するが爲めに貨幣を必要とするなり。人若し金貨も銀と同様に役立つと説くも  
吾人は敢て之を反駁せざれども、唯吾人は次の一事を知るなり。即ち金が多量に現るれば其の價值  
は低下し銀をして高價ならしむべし。……然るに銀は盡さることなく、又其の價值を失ふことな  
かるべし。(5)

(5) Xenophon; Minor works, tr. by Walton, "On the means of Improving the Revenues of the State of Athens" pp. 254-255.

銀即ち貨幣と見たる彼にとりては貨幣は當然一般の財のうちに數へらるべきものなりしなり。彼  
に従へば財とは所有者に役立つ物を言ふなり。同じ物も持主が運用の道を知りてこそ財となるなり。  
而して彼は若し貨幣の所有者が其の利用の道を知らざれば、貨幣は財の系列より除外せらるべきな  
りと説けり。(6) 彼は實に貨幣商品論者たりしなり。

(6) Xenophon; op. cit., "The Oeconomicus or A Treatise on the management of a Farm and Household," p. 75.

クセノフォンと同じくソクラテースの門に學べるプラトーンはクセノフォンの論及せざりし貨幣  
の起原を説き、貨幣の職能を述べ、而して貨幣の本質に就いては名目主義的意見を抱きたるなり。  
彼に従へば市府は人々が各人自身のみにては完からず、しかも多様の欲望を有するが故に存在す  
るに至れるなり。人が自己に適當なる一事を適當なる時期に於て果し他の事に關與せざれば、物の  
生産は益、豊富となり、容易となり、良好となるなり。斯くて分業は行はれ、其の分業の結果とし  
て各人の欲望を相互に充たすが爲めに市府は存在するに至れるなり。茲に人々は有利なりと考ふる  
が故に彼等の交換物を或は與へ或は受取るなり。斯く論じ來りてプラトーンは曰く、然らば市府に  
於て住民は各人各種の所産を如何にして交換するや。吾人が協同の原則を樹立し、市府を建設する  
に至れるは之等の所産の爲めなり。答へて曰く明らかに賣買に依るなり、然らば其は市場と交換の

記號としての通貨とを生ぜしむべし。確かに然るなりと(7) 斯くプラトーンは物々交換に伴ふ不便を除却することを以つて貨幣の起原となすの思想を暗示したるなり。

更に彼に従へば、各市府に於ける小賣商人の全部は其の本然に於ては有害なる存在にあらずして却つて全く其の反對なり。不可測不均等なる財よりなる財産を均等ならしめ測定し得ざしむる者は恩人にあらずや。而してこは確かに貨幣の力を借りて行はるゝなりと(8) 斯くプラトーンは今日の用語を以て言へば交換媒介と價值尺度との二大職能を認識したるなり。

(7) Platon; Republic, II, 371.

(8) Platon; Laws, XI, 918.

プラトーンはクセノフォンの金屬主義の見解に反して名目主義論者なりしなり。彼は金銀は國家及び個人を墮落せしむるものとして、國內に於ける金銀の使用を禁制すべきものとなしたり。謂へらく、如何なる私人と雖も、決して金若しくは銀を所有することを許容せらるべきにあらず。唯手工の取引に於て、又奴隷たるを來住民たるを問はず被備者に對して勞銀を支拂ふに於て、彼等の勞務を必要とする人々の爲めに日々必要とする交換要具としての貨幣のみを存せしむべきなり。是れが爲めに彼等自身の間に於ては價值を有するも、爾余の人類の間に於ては何等の價值を有することなき貨幣を有せざるべからず。然れ共遠征、使節派遣其他の海外出張を必要とする際に於けるが如き政府の他國往訪の必要に應ずるが爲めに希臘全土に共通なる貨幣を有すべきなり。若し一人にして外遊の要ある時は長官の許可を得て後之を行ふべし。其の歸國に際して猶殘存する外國貨幣は國家に上納せしめ之に相當する自國貨幣を取得せしむべし。而して若し或る者が之れを自己の有となしつゝあること露見したる場合は、該貨幣は國家の手に沒收せらるべく、而して其の事實を知るも之を告訴せざる者はそれを輸致したる犯人と等しく呪咀非難を受け、加ふるに輸致せられたる外國貨幣の高以下に降ることなき罰金を科せらるべきなりと(9) 依是觀之彼は貨幣の通用力は國家により賦與せらるゝものにして、其の素材價值を必要とせざるものと考へたるなり。果して然らば彼は如何なる素材を以て鑄造せられたる貨幣を其の理想として腦裡に描きたりや。彼れの書中の何處に於ても知悉し得ざれども、彼の腦裡に宿りたるは保守的貴族的なりしスバルタの鐵貨なり。高橋教授の説明に依れば、希臘人は貴金屬貨幣の鑄造を見る以前に於いて、交換の媒介物として細き棒狀の鐵を使用せり。斯くの如き原始的なる鐵貨は希臘の各地方に於て行はれたるが、殊に、他の鑄貨資料の鑛坑を有することなきに反し、希臘に於ける主たる鐵坑を領有せるスバルタに於て使用せらるゝこと多かりき。遠く海を超へて植民地を建設することなく、植民地貿易を有することなく、其の知識的進歩に浴するの機會尠なりしスバルタに於ては廣大なる土地を擁し、土地と不可分の關係に立てる隸民ヘロータエの勞働を搾取しつゝありし保守的なる貴族階級は鑄貨と商業とによりて提供せられたる利益を蔑視したり。彼れ等は富及び權力の集中を防止し、質實なる習慣を養成し、貪慾心を抑制し、道德の頹廢を免るゝが爲めに、其の國內に新鑄貨の誘入せらるゝことを拒めり。——プラトーンの著書中に混じて吾人に傳れる對話篇「エリクシアス」の著者がラゲゲエモンに於ては一定量の鐵が法貨として使用せられ、斯くの如き鐵の重荷を有する者が富裕と看做さるゝ

み他の地方に於ては這般の所有物は何等の價值をも有することなかるべしと云へるは當さに之れに當る。(Eryxias, 17) 大哲プラトーンの腦裡に宿りたる新貨幣制度は實に保守的貴族的なるスバルタの其れに過ぎざりしなりと。(10)

(6) Plato, Laws, 722.

(10) 高橋教授「古代希臘人の貨幣思想に就きて」本誌二十二卷第七號。

古代希臘に於て特筆すべきはアリストテレスの其れなり。彼の陳述は其の直截なる點に於て、又其の精密なる點に於て前二者に比して優越せるのみならず、其は後世の學者により繼承せられ、學說史上重要な役割を演じたるなり。彼は貨幣の起原を物々交換の不便に歸したり。謂へらく、最初の共同體即ち家族の間にありては交換發生の余地なきこと明なれども、共同體の擴大せらるゝ時其の必要を生ずるなり。蓋しもと家族の各員は共通に總ての物を所有したれども、共同體の分裂するや異なる凡ゆる物を所有せざるに至るなり。——彼等の欲望に隨ひて希臘以外の民の行ふが如く物々交換を行はざる事を得ざるなり。——一國の住民が他國の住民に依頼すること著しくなり、必要品を輸入し過剰品を輸出するに至れば貨幣は必然的に使用せらるゝに至るなり。何となれば自然に有用なる物は悉く皆運搬容易なるものに非ざればなり。斯くて人々は交易の爲めに彼等が相互に授受し且つ是れ自體に於て實體價值あるが故に日常生活の要務の爲めに容易に取扱はるべき一定の物品、例へば鐵銀若しくは其の他同一性質の或る物を約定するなり。そは當初は大きさ及び量目に依りてのみ決定せられたれども、遂には之を秤量するの煩を避くるが爲めに各鑄貨の上に價值を表

示する極印を押捺するに至ると。(11)

上掲の所説のみより見れば明白に彼は金屬主義者なりと斷定せらるべきなり。然るに彼は上述の如き論述に引續きて全然正反對なる見解を紹介したり。曰く、他方屢々貨幣を以て自然には何等の價值なきものにして、單に不定なる契約によりて之を有するものと做し、從つて若し之を使用する人々が通貨を變更せんかそは無價值となり、如何なる必要品の購入にも役立たず、豊富なる鑄貨を抱くも生活必須の食料品を欠くに至るべしと説かるゝなりと。(12) アリストテレスは爰にはプラトーンの著と稱せらる Eryxias 中に主張せらるゝ如きキニク學派の所論を指して言へるものと推察せらるゝところなれども、其は彼の他著「倫理學」に於ては彼自身の意見として表明せられたるなり。彼に從へば公正なる交易は報酬として同一のものを受取らざる可からざるにあらずして、比例的報酬によりて調整せられたる相互的行動なり。斯くて農民が靴匠に對すると等しく、靴匠の製作は農民のそれに對して正確に同等の價值を有すべきなり。而して凡ゆる收益が量定せらるべき共通の標準は必要なり。然れども物々交換の下に在りては、一定の刹那に於ける交易當事者の具體的所要は其の一致を見ること稀なるべきを以て、公正なる交易は實際上不可能となる。是に於て乎貨幣は需要に代るべきものとして誘入せらるゝなり。斯く論じ來てり曰く、貨幣が需要に代れるは自然によるにあらずして、法律によりて然るものなり。之を變じ之を無用ならしむるは吾人自身の力に存するが故に貨幣(nomisma)の名稱を有するなりと。(13) 依是觀之彼は明白に相異なる二様の貨幣本質觀を抱けるなり。此の矛盾は如何に解釋せらるべきか。惟ふに彼れは本來金屬主義者なりしと雖、貨

幣が自然の所産にあらざることを示して貨殖を以て家計の本則となすを誠めんが爲めに敢て名目主義的見解を援用したるにはあらざる乎。

(11) Aristotle: Politics, Bk. chap. 9.

(12) Ibid.

(13) Aristotle: Ethics; BKV. chap. v.

アリストテレスは交換媒介並びに價值尺度たる職能の外に價值貯藏の職能を認知せり。交換媒介の職能は前掲せる貨幣の起原に關する陳述中に暗示せられたれども、直接に説くことなかりしなり。彼の主として論じたるは價值の尺度たる職能に就いてなり。彼に従へば凡ゆる交換せらるる貨物は或る程度に於て比較せらるるを要するなり。而して此の目的の爲めに貨幣は發明せられ、一種の手段として役立つなり。そは凡ての物を測定す。例へば幾許の靴が價值に於て家屋又は食料品と相等しきかを定むるなりと。(14) 又曰く、貨物は或る程度に於て相等ならざれば交換は不可能なり。約言すれば凡ゆる物は同一の尺度により測定せられざるべからず。而して此の尺度は實に需要なり。——而して貨幣は契合せられたる需要の交換的代表物なりと。(15) 更に曰く、貨幣は凡ゆる物の尺度として之を比較量定し得可きものたらしむるによりて之を等一化するなりと。(16) 斯く價值尺度たる職能を力説せると同一の個所に於て、彼は又價值貯藏の職能に言及したるなり。謂へらく、現在何物をも欲求することなければ、貨幣は將來の交易に於て求めば與へらるべきことを保證するものなり。何となれば貨幣を所有する者は其の要求する所のものを取得するを得ればなりと。(17)

(14) Aristotle: Ethics; BKV. chap. 5.

(15) Ibid.

(16) Ibid.

(17) Ibid.

以上縷述し來れる所を要約すれば、古代希臘に於て最も研究せられたる貨幣理論は貨幣の起原並びに其の職能なり。其の主張の要旨は永く後世に傳承せられ、今日に於てすら精粗の差こそ存すれ起原並びに職能に關する論議の核心に位するなり。更に又貨幣理論の中心問題たる貨幣本質觀も論じられ、金屬主義と名目主義との對峙は夙に當時に於て端を發しつゝありしなり。然るに降りて羅馬時代及び暗黒時代に於ては、貨幣の論議は全く停頓し僅かにパウルの貨幣の起原に關する寄與を除けば何等見るべき見解なかりしなり。アリストテレスの諸論は十數世紀の後に至りて繼承せられ、敷衍せられたるなり。

洵に羅馬時代に於ける議論は古代希臘に於けるそれよりも遙かに僅少にして、又遙かに斷片的なり。プリニイの金の耐久性は貨幣たるに適すと論じたるが如き(18) プルタークの罪惡防止の爲めにスパルタの鐵貨を誘致すへしと説けるが如き(19) 斷片的記述の外はパウルの論述を見るに過ぎざるなり。パウルスは貨幣の起原を説くに當りアリストテレスの暗示したる物々交換に於ける欲望の不一致を明示したり。然るに貨幣の職能としては交換の媒介を説けるに過ぎざるなり。謂へらく、賣買の起原は交換なり。其の初めに於ては未だ貨幣なるものなく、Merx et pretiumの區別存せ

ざりしなり。各人は時々の必要に應じ、自己の不用とする物を以て自己の有用とする物に換へたり。何となれば一は他の餘分に有する物に就きて欠乏すること屢なればなり。然れども双方いづれも他方の欲する物を所有することは稀にして且つ困難なり。此の故に人は評價永續的にして一定の公價を有し、(Publica ac Perpetua aestimatio) 交換に當りて起るべき困難を除くに足る物を選びて之を用ふるに至れり。貨幣即ち之なりと。(20) 次いで彼が貨幣は公の様式を以つて捺刻せらるゝが故に質料によらず數量によつて (non tam ex substantia quam ex quantitate) 有用性及び有効性を表示すと言へるよりして、屢々名目主義なりと稱せらる。然れ共右の所論は契約に於ける貨幣の法的性質を説けるものにして、貨幣債務者は借入れたると同一數量の貨幣額を返済すべきを説けるものなり。故に彼の本質觀は Publica ac Perpetua aestimatio なる一齣に徴すれば寧ろ却つて金屬主義なりしなり。(21)

(21) Kautz; Die Geschichtliche Entwirkung der Nationalökonomik und ihrer Literatur p. 157.

(22) Plutarch; Lycurgus, p. 94.

(20) Babelon; Les Origines de la monnaie, p. 18.

(21) Oertmann; Die Volkswirtschaftslehre des Corpus Juris Civilis p. 87.

Thomas; Théories Économiques dans le Corpus Juris Civilis pp. 54-55.

西羅馬帝國崩壞後六世紀間は文化凋落の時代にして、蠻族の侵入と僧侶の獨斷とは希臘に起れる學問的自由の精神を頓挫せしめたり。七世紀初葉に於けるセビルの僧正イシドリアの *Etyimologiae* 又は *Origines* は過去の知識の集積にして、永く古典文化の百科全書なりしなり。又テオドロリクの出納奉行カシイドオルスの *Institutiones Divinarum et Humanarum Lectorum* も亦之と類似の要

約書なり。而してかゝる單に古典的學術の保存書が數世紀間讀誦せられ、引用せられたるなり。而して是等の書中に現れたる貨幣の記述は主に語源の解釋か、又はローマ人より傳へられたる半神話的なる物語に外ならざりしなり。故にジウルマンは之を指して幼稚なる語源學に過ぎずと評したり。(22) 例へばイシドリアに従へば知識への道は語原に遡ることにより導かるゝなり。彼は此の原則を貨幣に適用し、貨幣は忠告を意味する *monere* より出でたるものにして、それは素材の重量についての詐欺を防止するが故に斯く稱せらるゝなりと説けり。又貨幣個片の *nomisma* と稱せらるゝは國王の刻印を押捺せらるゝが故にして、二個以上の貨幣個片を *nummi* と言ふはローマ王 *Numa* より出でたるなりと述べたり。(23) カシオドロラスも亦、初めて金を發見したるはシ、アの王インダス銀を發見したるは同じくシ、アの王キクタスなり。而して彼等は之を人々の使用の爲めに提供したるが、人々は此の故に之を神聖視したりと説き、又貨幣の重量單位たるパウンド、ペニイ、スウ、オポール等の刻印により古代の貨幣が表示せらるゝより明白なるが如く、刻印は貨幣の品位量目の保證として採用せられたりと説けり。固よりかゝる言語學的記述のみにあざりしと雖も、しかもその説く所は極めて漠然たりしものなり。例へばカシオドロラスが貨幣の發見は必要にして、就中社會の安寧に貢獻すと言へる程度のもものなり。(24) 然れ共、十二世紀に入るに及びて、古代希臘のそれを土臺として再び新たなる發達を見るに至れり。

(23) Jourdain; *Excursions Historiques et Philosophiques à travers le Moyen Age* p. 426.

(24) Jourdain, *Ibid.*



(24) N. Oresne, *Tractatus de origine, jure et mutationibus Monetarum*, Chap. II. IV. I.

## 二

十二世紀に入るや、東方哲學者の刺戟の下に攻學の風起り、アリストテレースの諸著は普ねく讀誦せらるゝに至れり。しかも此の時に當り王權の樹立に基く國費支辨の手段として鑄貨改惡の風潮は凡ゆる王國を通じて頗ぶる旺盛なりしかば、貨幣の論議は自から當面の問題として取扱はるゝに至れり。洵にアルトマンの言へるが如く、それは鑄貨制度の墮落による貨幣理論發達の時代なりしなり。(1) 従つて十三世紀乃至十四世紀の交に於ける貨幣理論は古代希臘に於けるそれを傳承するともに、新たに造幣並びに造幣權に關する諸理論貨幣改惡に伴ふ諸影響を主として論述するに至れるなり。而して聖トマス、ジョン・ビュリダン、並びにニコール・オレーム等は當時に於ける主要なる論者なりしなり。

(1) Altmann; *Studien zur Lehre vom Geldwert*, S. 6.

アリストテレースの思想は夙に聖トマスの師アルベルタス・マグナスにより義解せられたるところなるが、アキノの聖トマスは更に一步を進めて、多大の苦心の下に正確なる翻譯をなしたる上に更に之を敷衍し、精鍊するに務めたるなり。彼は物々交換に於ける不便に就いてアリストテレースより一步を進めて相互に欲望する物を所有することの困難なることを説けり。(2) これパウルの見解に學べるものなり。而して彼は此の物々交換に於ける不便を除く爲めに契合により貨幣は使用せらるゝに至るとなすアリストテレース及びパウルの陳述に従ひて、貨幣が人類の間に誘導

せらるゝに至れるは、人々の契約によると説けり。(3) 貨幣の職能に就いてもアリストテレースに倣ひて價值の尺度たる職能を認めたるも、而もそは交換ありてのことにして、交換が眞の目的なりとなせり。(4) 價值の貯藏たる職能をも亦アリストテレースに倣ひて認め、之を *fidejussor futurae necessitatis* なる言句を用ひて表明したり。(5) 又彼は貴金屬が貨幣素材たるに適すとすアリストテレースの説を傳承し、更に之に對し貴金屬は高き價值を有し従つて運搬を容易ならしむるが故に貨幣素材たるに適すとの一理由を加へたり。(6) 而して其の高價の原因として、其の稀少なることを算へたり。(7) 更に又貨幣の價值は他の財に比すれば變動せざるにせよ或る程度の變動は免れず従つて又貨幣の職能が妨げらるゝが故に、貨幣の素材に於ける價值の安定を必要とすと説けり。(8)

(2) St. Thomas; *Exposit. in X Lib. Ethicorum*, V, 9.(3) *Ibid.* "Est enim conditum inter homines, quod afferenti denarium detur id, quo indiget"(4) St. Thomas; *Summa Theologica*, 2-2, quaest. 78, 1. "Pecunia autem, Secundum philosophum, principaliter est invente ad computationes faciendas" 同く De Usuris, BK1. Chap. 9. *Exposit. in VIII Lib. Politicorum*, 1, lect, 7.(5) St. Thomas; *Exposit in X Lib. Ethicorum*, V, 9. De Regimine principum ii, 7.(6) St. Thomas; *Exposit in VIII Lib. Politicorum*, V, i, 7.(7) *Ibid.*; "Modicum de istis propter eorum raritatem Valebit multum de aliis rebus"(8) St. Thomas; *Exposit. in X Lib. Ethicorum*, V, 9.

斯く聖トマスはアリストテレースの倫理學並びに政治學の註釋書に於て、アリストテレースの見解を敷衍せるのみならず、貨幣改惡の事實をも注目したるなり。貨幣の貶質は一一一〇年の頃ギ

イペール・ド・ノーツオンが惡貨を非難したるより以來既に問題となりつゝありしが、(9) 聖トーマスも亦そは原量の單位變更と同様の混亂を招來すべきを説き、(10) 又アリストテレスに従ひて價値の尺度の必要を認めたるも而も貨幣を以つて第一に交換の目的の爲めに發見せられたるものにして、従つて又貨幣の本然にして主要なる用法は之を交換に投入する其の消費若しくは讓渡なりと説けり。(11)

鑄造權が法王、皇帝、並びに各種の *Supremus princeps* に屬するは價値尺度の統一性保持の上より見て必要となすは當時に於ける一般の意見なりしが、聖トーマスも亦之を認め、且つ各國は各其身の貨幣を有すべく、而して其れには王の肖像を刻印するを便利とすと説けり。(12) 彼は又鑄造料の徵收を是認したるも、之に對して留保を附したるなり。(13) 最初教會法學者達は國王の氣儘なる造幣費用徵收の危険と造幣費用を國王に負擔せしむるの不當との二點とを併慮して、鑄造料の徵收を是認すると同時に、其の徵收に當りて過當の徵收を行はざる様國王の良心に訴へつゝありたり。然れ共、かゝる國王の良心に訴ふるの手段は凡そ無効に終り濫用は依然として繰返されつゝありしが、遂に一二四三年より五四年に至る間法王たりしイノセント四世が實費以上の徵收は緊急の場合に限り國民の同意の下に行はるべしとの法令を發布したる以來、そは寺院の傳統となり、教會法學者の踏襲するところとなれり。

(9) Babelon; *Théorie Fodale de la Monnaie*, pp. 295-296.

(10) Brants; *Esquisse des Théories Economiques professées par Evrarians des XIII<sup>e</sup> et XIV<sup>e</sup> Siècles*, p. 183.

(11) St. Thomas; *Summa Theologica*, 2-2, quæst. 78, 1.

(12) St. Thomas; *De Regimine Principum*, ii, 13.

(13) St. Thomas; *D. Regimine Principum*, ii, 13. "Etsi licet jus suum exigere in eudendo nunq. moderatus tamen esse debet princeps quicunque vel rex, sive in mutando, sive in diminuendo pondus vel metallum, quia hoc cadit in detrimentum populi, cum sit (moneta) rerum mensura"

聖トーマスにより普及せられたるアリストテレスの諸論はニコール・オレームの師ジョン・ビュリイダに至つて更に進境を見たり。彼は一三二七年巴里大學々長に就任し、其の貨幣理論は當時最も卓越せるものなりき。彼と前後してピエール・デュボア、ヘンリイ・ド・ガンドあり。デュボアは一三〇〇年國王に貶質は彼の國民に戦争のもたらせる損害の如き到底比較にならざるところの損失を蒙らしめたりと告げ、(14) 一三〇八年には外人は鑄貨の包含する金銀實量のみを問題とするが故に、貶質の結果として物價騰貴を見るに至れりと訴へたり。(15) 又ヘンリイ・ド・ガンドは貨幣の價値は他の貨物と同じく時、所、就中供給に従つて變動すべしと説きて、(16) 貨幣供給量の貨幣價値に影響を及すことを認めたり。貨幣供給量が貨幣價値を支配するの事實が一般に認識せらるゝに至れるは遙かに遅れて新大陸發見による金銀量激増以降のことに屬し、其れ以前は貨幣の素材の貶質の直接の結果として貨幣價値を騰貴せしむるのを考へられたり。斯く彼は貨幣價値論に於て時流に一步を挺じたるのみならず、又貨幣流通に關して所謂グレシヤムの法則に想到したり。曰く、國家が多種の貨幣を同時に流通することを許し、又は命ずる時、一の鑄貨が重量に於て其の設定せられたる價格

よりも高價なる如く價值關係の決定を見ることあるべし。斯くの如き場合に於ては其の所有者が之を交易場裡より撤去して重量に従つて讓渡するも禁令の存せざる限り是認せらるべきなりと。(17) 貨幣流通に關するかゝる認識は夙に古代希臘に於けるアリストファネスの喜劇「蛙」中の章句に於て發見せらるゝところなり。謂へらく、吾人は其の純清を保持して凡ゆる鑄貨中に在りて最も優秀なるの觀を有し、唯り正しく打刻せられ、而して希臘諸國民の間に於ても、夷狄の間に於いても驗證せられたるものを全然使用せずして、之れに代へて昨今鑄造せられたる最も劣悪なる不純不正卑賤なる銅貨を通用せしむるなりと。(18) 然れ共アンリイ・ド・ガンドの陳述はアリストファネスの如上の章句より啓示せられたる結果にあらずして、眼前の事象を觀察したるの結果たるなり。而して爾後其はニコール・オレーム、モリナウス等により論せらるゝに至れるなり。

(14) Brants; Theoriae Economicae—tes XIII<sup>e</sup> et XIV<sup>e</sup> Seclis, pp. 188, 189.

(15) Ibid.

(16) Schreiber; Die Volkswirtschaftlichen Anschauungen der Scholastik seit Thomas v. Aquin SS. 321, 133.

(17) Schreiber; S. 134.

(18) Aristophanes; Frogs, lines 718-725.

、斯くピュリイゲン以外の人々の間にも看過し難き見解存したりといへども、ピュリイゲンは是等論者より遙かに傑出し、幾多の獨創的見解を有したるなり。第一に貨幣の起原に關し、物々交換に於ては相互に希望する物品の一致し難きことを説くパウルス以降の通説を踏襲すると共に、更に此の

通説に加へて、剩餘品の提供と其れに代へて取得する物品の費消との間に時間的距り： *temporalis* の存することあり、従つて腐敗し易き物品は交換迄耐久性なきこと、自然的に分割し難き高價なる物品の多きことを貨幣生誕の原因に算へ、斯く其の不便大なるが故に現時の如く人口大なる時代に於ては貨幣は不可欠のものなりと説けり。(19) 次に彼は貨幣の素材たるに適する條件を論じ聖トマスに倣ひて運搬を容易ならしむるが故に貴金屬が貨幣の素材たるに適すとせざるのみならず、更に價值の貯藏として役立つ爲めに耐久性あり、小口の購買の爲めに僅少なる部分に分割せられ、認識し得る爲めに明瞭に印刻せらるゝが故に、貴金屬は貨幣素材に充用せらるべきなりと説けり。(20)

ピュリイゲンは貨幣の起原、貨幣の素材に關し前人の所説に比して著しき進歩を示したること前述の如くなるが、更に貨幣の價值に關する見解は時人に比して斷然透徹せるものにして注目し値するものなり。彼は *Valor impositus* を論じて曰く、從來貨幣なく、而も新たに國王が貨幣を作るとせば國王はオポール又はデナリウスが幾許に値するやを決定することを得ざるなり。然るに若し既に貨幣が流通し新たに他の貨幣を作るとせば、彼は其の價格を従前の貨幣との關係に於て決定すべしと。(21) 即ち彼は國王が決定するは貨幣の購買力にあらずして、唯價值單位に外ならず、*Valor impositus* は貨幣は購買力にあらずることを認めたり。而して彼は此の *Valor Impositus* は歴史的回歸的連續のうち決定せらるゝことを説けるなり。然らば彼は貨幣購買力は如何にして決定せらるゝとなせるか。彼は貨幣の價值は他の商品の價值と同様にして決定せらるゝとなせり。唯彼は金屬

論者たる結果として、貨幣の價值と金銀塊の價值とを混同したるものゝ如し。曰く、貨幣の價值は人類の必要により測定せられざるべからず、何者吾人は金銀を必須品として欲求せずとするも、猶富者は奢侈の爲めに欲求すればなり。而して塊状の金銀は貨幣素材としての金銀と全然又は殆んど同一の價值を有するなりと。而して彼は他の貨物も亦貨幣と同様にして其の價值を測定せらるゝが故に諸貨物の價值は貨幣との關係を觀察することにより互に比較せらるゝなりと説けり。(22)

斯くビュリイダンは貨幣の起原、素材、本質、價值等を論じたると同時に、當面の問題たりし鑄造料をも論じたり。彼は國王の鑄造料徴收を是認したれども、そは緊要の場合に限るべきのなりと説けり。(23) 彼は貨幣の改悪に關聯して論ずること甚だ僅少なりしが、其は彼が巴里大學々長就任より約三十年の後、彼の弟子ニコル・オレームより詳述せられたるなり。

(19) Zeitschrift für die Gesamte Staatswissenschaft. Bd. IX. SS. 459-460.

(21) a. a. O. S. 460.

(21) a. a. O. S. 456.

(22) a. a. O. SS. 457-458.

(23) a. a. O. S. 459.

### III

ニコル・オレームの一三六四年の著述 *Tractatus de origine, jure et Mutationibus Monetarium* を以つて貨幣理論の最初の秩序ある文献となすは現今一般に認めらるゝところなり。即ち一八六二年

ロマンターが *Academie des Sciences morales et Politiques* に提出せる論文 *Un grand économiste français du xiv siècle*. 中に於て主張したる以來定説となれるなり。洵に這般の文献が貨幣理論專攻の最初の勞作たるは疑なきところなり。然れ共、彼の説く所は貨幣理論と言はんよりは寧ろ鑄貨論にして貨幣の起原職能に就いては論ずること甚だ僅少にして、貨幣價值に至りては殆ど論及すること、前人の見解にすら及ばざりしなり。而してそはこれが執筆の動機より見て當然の事に屬するなり。時恰も佛國は英國との百年戦争の際とて國王は其の多額の費用を主として貨幣改悪に求めつゝありしなり。即ち一三四八年には十一回、翌四九年には九回、五一年には十八回、五三年には十三回、五五年には十八回に達したる有様なりしかば、(1) オレームは國王は果して斯く恣まゝに貨幣改悪をなすの權利ありや否やを究明せんとして執筆するに至れるものなり。従つて其は一面に於ては世人の貨幣改鑄に關する疑問に對する解答書、他面に於ては國王の貨幣政策に對しての抗議書たりしなり。(2)

(1) Roscher; *Zischrift. f. d. ges. Staatsw.*, XIX. S. 318.

(2) Schmidt; *Der Konstante Geldwert von Oresmius bis Knapp*, S. 5.

這個の論文はカール五世の要請の下に彼自身により *Traicté de la Première Invention des Monnoies* なる表題の下に佛譯せられたり。而して一八六二年に至りロマンターにより其の重要なことを指摘せられてより有名となれり。一八六四年に至りウオロスキイにより佛譯版、ラテン版が共に公刊せられ、更にカンニンガムにより其の著 *The Growth of English Industry and Commerce* 中

に於て綱要を略述せられ、又 Patgrave の Dictionary of Political Economy 中に於て、節を逐ふて其の論題が摘記せられたるが、一九二四年に至りモンローにより其の著 Early Economic Thought の中に、其の英譯が收載せられたり。

本書は一の序文と二十六の短節とより成る。第一節より第四節迄は貨幣の起原、職能、定義、刻印、素材等に關する純理問題、第五節乃至第七節は鑄造權並びに鑄造料の問題を取扱ひ、斯くて第八節以下の十九節に亘りて貨幣改變の方法と其の影響とを説き、之を批判したり。

最高至上なる全能の神が國々を分割しアダムの子孫を分離せる時、イスラエルの子の數に従つて民々の間に境界を設けたるなり。爾來時の流るゝにつれて、人々は地上に繁殖し、便宜なるがまゝに彼等の所有物は彼等の間に分配せられたり。斯くて或者は彼れの必要とする以上に或物を所有し他方他の者は其の物を僅かに所有するか又は全然所有せず、反之前者が必要とする他の或る物を豊富に所有するに至れり。例へば或る者は羊及び其の他の家畜を餘分に有するも穀類パンに事欠き、他方勞働者は反對にパンを豊富に有するも家畜なきが如し。同様に或る地方は他の地方が甚だしく欠乏する物を潤澤に有するなり。斯くて此の故に人々は交通を開始し、貨幣なしに相互に彼等の富の交換を開始したり。或者は若干の穀類に代へて一匹の羊を與へ、他の者はパンと羊毛の爲めに彼の勞務を提供したり。他の凡ゆる物品に就いても同様なり。而して此の行爲は、史家ユステイナス及び其の他の古代論者の語れるが如く、幾多の都市並びに國家に於て長き間の慣習なりしなり。然れ共かゝる財貨交換の方法の下にありては、幾多の困難及び争論が惹起したるが故に、賢明なる人

々は一層容易なる方法——彼等の自然の富を相互に測定し交換せしむる爲めの要具たる貨幣の使用を工夫したり。是に由りて彼等の必要品は最も容易に供給せらるゝなり。——*Subtate homines usura monetæ invenere, quæ esset instrumentum permutandi ad invicem naturæ divitias, quibus de per se subvenitur naturaliter humane necessitati.* 哲學者アリストテレスがオピドが彼の *Metamorphoses* 中に於て *メギス* と呼べる貪慾なる王、即ち彼の手の觸るゝところの凡ゆる物が黄金と化さんことを神に祈願せる貪慾なる王の例を以つて引證したるが如く、黄金を豊富に所有するも猶且餓死することあり得るが故に、洵に總での貨幣は人工的富と稱せらるゝなり。此の愚かなる祈願は神の聽許する所となりオピドの詩の告ぐるが如く、彼は彼の黄金に圍れつゝ餓死したり。従つて貨幣は人類生活の必要に直ちに應ずるものにあらず、自然的富の交換を容易ならしむる爲めに案出せられたる人工的要具なり。斯くこれ以上の證明を加へずとも、アリストテレスが其の著倫理學の第五章に於て認めたるが如く、貨幣が國家にとりて大なる效用と、又實に大なる必要あることは容易に知悉し得らるゝなり。(1)

斯くオレームは卷頭に於て、貨幣の起原、職能、定義を説けり。彼はアリストテレスの所述に従つて説けるも、彼の師ピュリイダンの説を繼承せざりしは理解し難き所なり。既述せるが如くピュリイダンは物々交換の不便に關し、アリストテレス、パウラスよりも詳論を試み、而してオレームは巴里大學に於て彼の講義を聴取したるにも拘らず、簡單に物々交換に於ては幾多の困難と争論を惹起すと寸言せるに過ぎざるなり。彼が其のラテン版に於ては特に *origine* なる一句を表題に加

へ、更に佛譯版に至りては他の語句を廢して *Trachie de la Première Invention des Monnoies* のみ言へるに照らして愈々不思議なりと言はざるを得ざるなり。

次に第二節に入りて、彼は貨幣の素材に就きて論じたり。謂へらく、前節に於て説けるが如く、貨幣は自然的富の相互交換の爲めの要具なるが故に、そは後述する諸條件と同じく、取扱に便利にして運搬に容易、且つ其の小量を以つて自然的富を購買し得るものなることを便宜なりとす。故に貨幣は金の如き豊富ならざる貴金屬、即ち一國が適當なる供給を有するところの材料を以つて造らるゝは望しきことなり。而して金が充分ならざる時は、貨幣は又銀を以つて造られ、是等二種の金屬が不足を告げて、適當なる供給量なき際は、貨幣は合金屬又は古代の銅鐵の如き卑金屬を以つて造らるべきなりと。又曰く、斯かる金屬即ち金銀が餘りに豐潤なるは便宜なることに非ざるなり。オビドの言へるが如く鐵貨が使用せられざるに至れるは豊富なる爲めなればなり。されば此の故にこそ又人類は貨幣を造るに適切なる金銀の豊富なる供給を有する事なく、しかも或人々の努めたるが如く化學により容易にそを生産することも不可能なるなり。余は是に就いて斯く曰はん、自然は斯くて人類が無益にも自然其物の事業に於て自然を凌駕せんとするの努力に對し正當に反抗するものなりと。(2)

斯くて彼は貨幣の素材として金銀を以つて最も適當なりとなせるも、小額支拂の用として合金せる貨幣の必要も亦認めたり。曰く、第一節に於て説けるが如く、貨幣は交易の要具なり。而して交易は——或時は大規模にして極め重要、或時は普通、更に最も頻繁には全く小規模に——社會全體

並びに社會各員の特權にして又必要なるが故に、高價にして且運搬移動に容易にして大量取引に適する金貨と、金より高價ならずして兩替に於ける差額の支拂並びに又低廉なる貨物購買に適する銀貨とを有することは必要且つ便宜なり。而も一地方に於て自然的富に比し充分なる銀が存在せず、其の結果として少量の銀が正當に一封度のパン又は其の他と交換せられ、余りに小形にして取拂に困難を生ずるに至ることあるべきが故に、茲に銀よりも低價なる材料を混入して、小額の購買に便なる黑色貨幣 *Nigra mixta Moneta* の發生を來したりと。(3) 然れども彼は合金を金に對して行ふことに反對したり。曰く、小額貨幣に普通造らるゝところの價値低き金屬の場合の外は合金すべからずとなす一般的原则を記憶すべきなり。例へば金と銀との貨幣が使用せらるゝ國に於ては、金が合金せざれば鑄造し難き性狀のものたらざる限り、金貨に對して合金すべからざるなり。蓋しそは自づから猜疑の念を生ぜしめ、且つ其の包含する金の品位量目が認識し難きが故なり。(4)

斯く貨幣の素材に就いて論述したる後、第四節に於て貨幣の形態並びに刻印に就いて説けり。人類が最初貨幣を用ひて交易し、物品を購買し始めたる時には、貨幣に刻印も肖像もなく、唯單に重量を秤りて食物又は飲料に對して銅若しくは銀の個片を提供したるなり。然れ共、頻繁に秤器を使用するは煩勞にして、且つ此の方法にて貨幣と物品との重量を満足に一致せしめ難きが故に、又更に販賣者は幾多の場合に於て合金貨幣中の金屬の品質を識別し難きが故に、當時の賢明なる人々は貨幣の個片が一定位と量目とを以つて造られ、其の品位量目を表示せる何人にも認知し得る刻印を押捺すべきことを慎重に協定したり。斯くて猜疑の念は除かれ、貨幣の價値は何等の疑惑困難なく

して容易に決定せらるゝに至れり。カシオドラスが言へるが如く、貨幣の重量の名稱たるパウンド、ペニイ、スウ、オポール等の刻印により古代貨幣が表示せらるゝことより明白なるが如く、刻印は品位量目の保證として採用せられたるなり。斯く論じ來りて曰く、されば高貴なるもの凡て貨幣に鑄造せらるゝに適するにあらず、蓋し寶石、胡椒、硝子は刻印するに適せず、上述の如く金銀及び銅のみ刻印するに適すればなりと。(6)

斯く第一節乃至第四節に於て貨幣の概念を描ける後、彼は徐ろに論歩を進めて其の主眼たる貨幣を鑄造するの權利は何人に屬するや、貨幣の所有者は何人なりや、貨幣鑄造の費用は何人の負擔すべきものなりやの問題に答へたり。

第一の鑄造權の問題に答へて曰く、夙に古代に於て賢明にも、詐術を防止する爲めに、凡ゆる人が鑄造をなし、又は彼自身の金銀の上に文字又は肖像を押捺するの權利なく、貨幣に對する文字又は記號の押捺は唯社會により任命せられたる一人又は數人の公吏によりのみ行はるべきことを規定したり。而して國王は最大の名譽と權威とを具ふるが故に、他の何人よりも貨幣を鑄造し、社會の爲めに正直なる刻印を押捺するに適するなり。國王又は彼の命令によつてなざる、此の刻印は巧妙にして模倣し難きことを要す。又彼の臣下或は近隣の國王すら彼と同様の刻印を有するか、又は價值低き貨幣を鑄造し、一般臣民をして私造の貨幣と國王の貨幣との識別を不可能ならしむることにしては科するに死刑を以つてして之を禁止すべきなり。斯る行爲は幾多の害惡を惹起し、又臣民は此の種の如何なる行爲をも敢てする特權なきなり。そは幾多の詐偽に導き、外國々王の場合

には戰爭の正當なる原因と成るべし。(6)

上述の如く、彼は貨幣の鑄造權を國王に歸せしめたり。然れ共、彼は貨幣の所有權は社會に屬することを主張して、國王の專斷を禁じたるなり。洵にカンニングムの言へるが如く、(7) 此の問題に答へたる第六節は彼の全議論の核心に位するものにして、後半の貨幣改竄に對する諸非難は全く第六節中に於て説かれたる原理の適用なりとす。

前述せるが如く、公共政策上貨幣の鑄造並びに刻印は國王に委ねられたりと雖も、これよりして國王が彼の國內に流通する貨幣の所有者たり支配者たり、且つしかあるを當然とするの歸結を生ずるものにあらず。何者、貨幣は第一節に於て説けるが如く、人々の間に於ける自然的富を交換する爲めの等價的要素具なればなり。されば貨幣は眞實にかゝる自然的富を所有する人々に所屬するなり。若しも或人が貨幣と引換に彼のパン又は肉體的勞働を提供したりとせば、奴隷に非ざる限り彼が彼の望まるゝまゝに處理するの全權を有する彼のパン又は勞働が彼にのみ確實に屬すると同じく、正に貨幣は彼にのみ屬するなり。創世紀の裡に記されたるが如く、神は彼の美しき世界の創始に當りて、國王即ち吾人の最初の兩親にのみ事物の自由統制を得せしめることなく、總ての子孫にも與へたるなり。此の故に貨幣は國王にのみ屬するものにあらざるなり。然れ共人或は此の結論に對して次の議論を以つて論駁せんとすべし。吾が主のイエス・キリストはペニイを提示せられたる時に、其の肖像及び記名を問ひたり。而してそは帝王の夫れなりと告げらるゝや、帝王の物は帝王に與へよ、而して神の物は神に與へよと答へたるが、こは貨幣はその上に帝王の肖像が押捺せらるゝが故に、

帝王の物なることを意味したるなりと。然れ共福音書を檢ぶれば、此のベニイが帝國に屬したるは明白に帝王の肖像を帶ぶるが故にあらず、唯帝王に對する貢なりしが故にして、何等他の理由なきを知るべし。使徒の言へるが如く、貢は當然貢を受くべき人に與へ、利子は當然そを受くべき人に與へよ。イモスは此の言葉によりて、國家を保護し、領土並びに一般安寧の維持の爲めに鑄造權を保有する者即ち當然貢を受くべき者を指示したるなり。上述の理由により、アリストテレースが其の著政治學の第七篇に於て、シセロが其の著修辭學の末尾に於て言へるが如く、貨幣は社會並びに社會の各員に屬するなり。聖ペテロが其の第二福音書に於て言へるが如く、帝王に屬する物は帝王に返せとは、彼に對する從順を意味したるに外ならざるなり。然るに今や此の從順は凡ゆる人々が王の規定を無視して、彼等の國の王又は政府の定むるところの價格によらずに、彼等の欲するまゝに金銀貨を支拂ひ、又は賣却するによりて破られたり。此の結果、貨幣發明の本來の用途の正反對に、恰も自然的富の如く、販賣せんとする提供者の定むる割合によるに非ざれば、金貨を取得し得ざるに至れり。此の慣行の默認は、一國の貨幣をして、其の國を去りて、より高價にて通用する國へ輸送せらるゝに至らしむ。斯くて本位は維持せられず、國家は貧困となりて、漸次國王も社會も大なる困難に苦しむに至るべし。更に一層有害なるは、國民が國王の貨幣の削取せられしを顧みず、充實せる量目の良貨と同一の割合にて流通せしむることなり。此の結果混亂を招來するが故に、そは永續せざる可し。(8)

貨幣を以つて社會並びに社會各員の所有物なりとなす原則は直ちに鑄造料に適用せられたり。曰

く、上述の如く、貨幣は社會に屬するが故に、そは社會の負擔に於て鑄造せらるべきなり。: *Sicut ipsa moneta est communis, ita debet fabri ari expensis communitatis*。そは貨幣其れ自體より費用を引去ることによりて完全に行はるべし。即ち金の如き貨幣素材を鑄造せられたる時の價格、即ち領主及び經驗ある公吏の決定する一定價格よりも低廉に、鑄造の爲めに受領し購入するなり。例へば一マルクの銀より百十二スウの貨幣が鑄造せられ、一マルクの鑄造勞費か二スウなりとすれば、一マルクの銀塊は單に百十スウの値にして其の差額は鑄造料なり。斯く引去らるゝ額は常に鑄造の費用を充たすべきなり。若しも貨幣がこれよりも僅少の費用にて鑄造せらるゝ時は、其の差額は一種の餘祿として、國王又は鑄造長官に於て適宜處分し得るなり。然れ共、その高は穩健にして、假令貨幣が充分に負擔し得るとするも、多大となすべからず。若しも此の引去る額が極端に大なれば、有識の何人も容易に知悉し得るが如く、全社會に對して有害なればなりと。(9)

(1) Oresme; *Fractus de Origine, Juris, et Mutationibus Monetarum*, Chap. I.

(2) " " Chap. II.

(3) " " Chap. III.

(4) " " Chap. IV.

(5) " " Chap. V.

(6) " " Chap. V.

(7) Cunningham; *Growth of English Industry and Commerce, early and middle ages* p. 355.

(8) Oresme; *op. cit.*, Chap. VI.



オレームは以上七節に亘りて、彼の根本的思想を敘述したる後、論歩を進めて、貨幣の改悪の種類と之れが批判を試みたるなり。彼は先づ一般の法律の變更を論じて曰く、社會に影響を與ふる基本的なる法律、法令、慣例、規則は明白なる必要なき限り、決して變改すべからざる事を特に銘記すべきなり。哲學者アリストテレスが彼の政治學第二章に於て説け所に從へば、改善が極めて明白なるに非る限り、假令優良なりとも、新法を以て舊來の法律に代ふべからざるなり。其は法律の權威と神聖とを失墜せしむ。變更の頻繁なる場合に於て特に然りと。斯くて語を續けて曰く、貨幣の比率又は價格は如何なる事情の下に於ても變更すべからざる法律又は命令と看做さるべき事確實なり。其は凡ゆる俸給又は年收は貨幣の名辭に於て固定せる事實に照らして明瞭なり。此の點に關し、アリストテレスは彼の倫理學第五章に於て、洵に最も安定を要する性質のものは貨幣なりと説けりと。(一)

斯く論じ來りて、彼は貨幣變更の六個の方法を擧げたり。形狀の變更——*Mutatio in figura*、比價の變更——*Mutatio proportionis monetarum*、名稱の變更——*Mutatio appellationis*、重量の變更——*Mutatio ponderis*、材料の變更——*Mutatio materiae*、組成の變更——*Mutatio Composita* 是なり。以上のうち比價の變更と組成の變更とは彼の師ピュリイダンの看過したるところなり。

比率とは一物と他の物との間の比較又は關係にして、常に價値並びに重量に於て一定の關係を有する金貨と銀貨との比率の如きものなり。金は本來銀よりも高貴、高價、優良にして、且つ獲得困難なるが故に、金の一定量が二十對一の如き或る一定の割合に於て、銀の同量よりも高價なることは極めて當然の事なり。斯くて一磅の金は二十磅の銀と同價にして、一マルクの金は二十マルクの銀と同價なり。同様に於て二十對五、二十對三、等の如き他の比率も存し得べし。然れ共その金の價値と銀の價値との間の自然的比率に従ふべきものなり。而して一旦決定を見るや濫りに之を無視すべからず、又材料其自體より發生する充分の理由によるの外は變更すべからざるなり。若しも金が通貨の成立以前よりも稀少となれば、銀と比較して一層高價となるべく、從つて其の價格は當然變更せらるべきなり。然れ共其の變化が僅少なる時は、國王はかゝる變更を行ふの權利を有せざるなり。何者、國王が恣い、に比率を變更する時は、國民の貨幣並びに財産を不正に吸收するを以つてなり。(二) 斯く彼は前人により論せらるゝこと極めて稀れなりし金銀比價の問題に觸れ、古代希臘に於ける Hipparchus (I, 321) 中に於ては一二對一を以つて普通の比率となせるに對し、彼は二〇對一を以つて一般的比價となせり。

次に重量の變更を論じ、重量の變更には名稱をも同時に變更するものと、名稱を従前のまゝとするものもあり、然して前者は新たなる貨幣の造出に外ならざるが故に、何等問題を惹起することなきも、後者は不正の事に屬すと説けり。曰く、惟ふにかゝる變更は絶對に邪惡なり。特に如何なる事情の下に在りても不正と不名譽とを隨伴することなしに、變更を行ひ得ざる國王にとりて然り。何者、第一に國王の肖像と記號とは第四節に於て述べたるが如く、素材の重量品質の正確を表示する爲めに、鑄貨に押捺せられたり。されば重量並びに品質が眞實に表示せられざるは、明白に卑しむ

べき虚偽、詐術なりと。(3)

彼は又素材の變更に就いて説けり。曰く、上述の如く、貨幣の素材は單一と混合との孰れかなり。若しも單一なれば、材料の缺乏の爲めに鑄造を中止せらるることあるべし。例へば過去に於て時々行はれたる如く、金が僅少なるか又は絶無なる時は鑄造を中止し、再び充分なる供給を得るや、鑄造を復活するを可とす。他方鑄造は供給過多の爲めに中止せらるることあるべし。嘗て銅貨が廢止せるに至れるは此の理由によるなりと。而して混合の場合は經驗に富む公吏により命令せられたる便宜なる金一マルクに對し銀十マルクの如き一定の割合に準據して行はるべく、而して此の割合は材料の性質又は材料相互の關係に於ける眞實の變動によつて變更せらるゝなりと説ける後、混合に於ける虚偽は重量の變更に於けるよりも知得し難く、従つて又社會に對し一層有害なるが故に、一層邪惡なる事實なりと言へり。(4)

斯く貨幣變更の諸方法を記述したる後、彼は國王がかゝる變更を通じて利益を取得するは不正なり(5)、自然に背反するものなり(6)、*usuria* よりも邪惡なり(7)と非難したり。彼に従へば、貨幣本然の用法より外づれて、之より利益を取得し得るの方法三あり。其の第一は貨幣の兩替、保管並びに賣買、第二は *usuria*、第三は貨幣の變更なり。第一は卑しく、第二は惡しく、第三は更に一層邪惡なり。アリストテレスは第一と第二とを示したれども、第三を示すことなかりき。蓋し彼の時代に在りては未だかゝる奸惡は工夫せられざりしなり。而して聖書の教ふるが如く、*usuria* は、邪惡にして、嫌忌すべく、且つ不正なること確實なれども、貨幣變更による利益獲得は更に之よりも

邪惡なることを示さんとす。貸主は自ら進んで彼の貨幣を借入れ以つて緊急の必要に充當せんとする人々に彼の貨幣を貸與するものにして、而も後日は等の人々が受領額以上を返却するは兩者合意の一定の契約事項なり。然るに國王は不必要なる貨幣の變更により、臣民の意思に反して彼等の財産を沒收するなり。即ち國王は高價にしてしかも何人も所有せんと欲する従前の通貨の流通を禁止し、貧弱なる貨幣を以つて之に代へ、而も之によりて何等の利益も便宜も彼の臣民に與ふことを得ざるなり。(8)

上述の如く、彼は貨幣變更による利益取得を批判したる後、貨幣の變更は如何なる影響を招來するやを説けり。第一に貨幣變更が國王に齎らす不利益を論じて曰く、金に非ざるものを金と唱へ、磅に非ざるものを磅と稱して彼の貨幣を偽造し、詐欺を敢てするは國王にとりて大なる不名譽なり。加ふるに贗造者を裁判し處罰するは君主の職權なり。彼が他人に對して不名譽なる死を以つて罰する罪惡を彼自ら犯すは恥すべきにあらずや。更に彼の國內の貨幣が一定の價値を有せず、其の所有者の意向次第にて日々動搖し、又或場所に於ては同時刻に於ける他の場所に於けるより價値大なることあるは國王にとりて恥辱なりと。(9) 次に社會全體に及ぼす不利益を論じて、或る疾病は發見し難きが爲めに他の病患よりも危険なるが如く、貨幣變更の弊害は注目を惹かざるが故に一層危険且つ有害なりと言へり。斯く貨幣變更の弊害が容易に知悉せられざるが故に甚だ危険なりとなすの見解は、後述するが如くコペルニカスの所説中に於ても見出さるゝ所なり。彼は社會全體に及ぶ弊害を論ずるに當り先づグレッシュムの法則を説けり。曰く、國內に於ける金銀の量は貨幣の變更並び

に貶質の結果減少し、凡ゆる防止にもかゝらず、高く評價せらるゝの地に向つて流出すべし。蓋し人々は更に高價なりと思はるゝ市場に輸致せんと努むればなり。斯くて貨幣材料の供給は貶質の行はるゝ國に於て減少す。又外國人は此の貶質せられたる貨幣を偽造し、これを其の流通する國に輸致して、國王の所期する利益を奪取することあり。更に又貨幣材料の幾何かは鎔解して費消せらるゝなり。斯くの如く、貨幣材料は其の貶質の結果として三つの徑路を通して減少するものとす。更に語を續けて他の弊害を説けり。謂へらく、變更並びに貶質の結果として商人は惡貨の流通する國に彼等の良貨並びに自然的富を輸致せざるに至るなり。何者、彼等が其の自然的富並びに良貨を這般の國に輸致せんと鼓舞せらるゝは、其の國內に善良にして安定せる貨幣が流通するの事實あればなり。更に又かゝる變更の行はるゝ國に於ては、貨物の取引は攪亂せられ、商人及び工藝者は相互に取引する方法を知り難ければなり。又かゝる變更が繼續して行はるゝ限り、國王並びに貴族の收入、年金、俸給並びに税金は正當に決定せられず、又支拂はれず、更に最も惡しきは安んじて他人に貨幣を貸與し難きことなりと。(10)

他方彼は一部の商人が不當の巨利を貪ることを非難して曰く、國王が未だ其の行はんとする變更の性質並びに時期を公布せざる時に奸策を運らし又は友人を通じて密かに之を察知し、安價の時に商品を買蒐め、高價となれる時に之を賣却して俄かに富裕となり、商業の自然的過程が是認する以上の巨利を博する者ありと。(11) 彼は上述の如く一の貨幣變更の邪惡より幾多の弊害の隨伴するを論じ、アリストテレスが一の困難は他の困難を繼起せしむと言へるは尤もなりと言へり。

然らば貨幣變更は何人により行はるべきや。彼は貨幣は社會に屬するが故に社會により其の必要極めて大なる場合により行はるべく、(12) 國王は其の必要を強請するを得ず、其の必要なりや否やは社會自ら之を決定すべく、しかも其の決定の權利は讓渡すべからずと説き、(13) 最後に國王は民の目的を以つて其の目的とし、暴君は自己の目的に民を従はしむるものにして、暴君は永續せず、従つて通貨貶質は王權自體にとりても不利益なりと結びぬ。(14)

- (1) Orsme; op. cit., Chap. VIII.  
 (2) " " Chap. X.  
 (3) " " Chap. XII.  
 (4) " " Chap. XIII.  
 (5) " " Chap. XIV.  
 (6) " " Chap. XV.  
 (7) " " Chap. XVI.  
 (8) " " Chap. XVI.  
 (9) " " Chap. XIX.  
 (10) " " Chap. XX.  
 (11) " " Chap. XXI.  
 (12) " " Chap. XXII.  
 (13) " " Chap. XXIII. Chap. XXIV.  
 (14) " " Chap. XXV. Chap. XXVI.

## 四

オレームの出現に次ぐ十五世紀は貨幣理論上特に傑出したる論者なく、辛うじてアントオヌ・ド・フロレンス、ガブリエール・ペエールあるのみ。しかも執れも主としてビュリイダン及びオレームの見解を踏襲したるに外ならざるなり。稍、異色あるはアントオヌ・ド・フロレンスが貨幣の貯藏は其の減少を招き、財貨に對し従前より多額の貨幣を支拂ふに至るべきを説けるあるのみ。(1) 又當時屢、行はれたる建白書に就いて見るも、稍、興味あるは一四一二年巴里大學の諸權威によりカール六世に對してなされたる建白書に於て所謂グレンツシャムの法則を説けるのみなり。曰く、近來陛下の金貨が如何に其の量目と價值とを低下しつゝありやを忘却せらるゝこと勿れ。一エキューは従前より二ソコ、二ブランは三マイエ其の價值を減じたり。斯くの如きは陛下の國民、否第一に陛下自身の損失なり。斯くして良貨は驅逐せらるゝなり。何者、兩替商、ロンバート人達は凡ゆる良き金貨を蒐集し、支拂には新貨幣を以つてすればなりと。(2)

然るに十六世紀に入るや、文藝復興の新雰圍氣の裡に貨幣理論は倫理學的的神學的傾向より脱却して新生面を開拓するに至れり。加ふるに新大陸發見により金銀の大流入は貨幣價值の騰貴を招來し、時人をして一層貨幣理論にその視野を向けしむるに至れり。ヤコブの計算に従へば新大陸發見當時三千四百萬磅なりし歐洲の通貨は十六世紀末には一億三千萬磅に達し、小麦の價格に就いて見るに、十六世紀後半に於ける價格は十五世紀後半に於ける價格の約二倍半、佛國に於ける十六世紀中葉に於ける價格は同世紀初葉に於ける價格の約四倍に達したるなり。斯くて兩々相俟つて貨幣理論に愈々

實際的且科學的見地に立脚して論究せらるゝの機運に到達したり。

(1) Iigner; Die Volkswirtschaftlichen Anschauungen Antonins von Fionenz. S. 97.

(2) Joudan; Le Commencement de l'économie Politique au moyen Age. p. 33.

勿論十六世紀に入りても神學的色彩が掃せられたるにはあらず、マリナウスの *Tractatus Contractuum et Usurarum* の如く依然として神學的色彩濃厚なる文献も存したるなり。

彼は當時一般の意見に反して鑄造料徴收に反對したり。嘗てビュリイダンと同時代の人バートオルスの徴收反對の説ありたれども、例外のことに屬するなり。(3) モリナウスは鑄貨の額面價值が内在價值と一致するは最善の事にして、其は商業が兩替商 (*collybistarium*) の介入なくして營まるゝこと、及び何等の利潤存せざるが故に私造の誘惑が除かるゝことの二重の便益ありと説き、更にかかる状態に於て鑛山を有せざる國も他國同様の多額の貨幣を保有することを得べしと説けり。更に彼は貨幣の表面價值が内在價值を超過する時は鑛山を有せざる國は惡貨を以て充滿せらるべく、そは外人が比較的質量低位の貨幣を持來り、比較的良質の貨幣を持去る爲めにして、其の結果、國家は軍費國費に於て一層貧弱となるに至るべしと説けり。

斯く彼は表面價值と内在價值との一致を主張したれども、之を以つて本質的に必要となしたるにあらず。彼は金屬主義に遠く、寧ろ名目主義に近き意見を抱きたるなり。彼に従へば、貨幣は *publica aestimatio* の基礎の上に立つも、そは單に國王の約束のみならず、人民の同意と慣用、並びに商業の慣習を意味するなり。貨幣の刻印は専ら商業上の便宜の爲めに用ひられ、貨幣を一々鑑定評量する

の煩勞を避くるが爲めなり。公の刻印に對する人の信任により貨幣は貨幣構成實體よりも *quantitas impositus* より一層大なる效用を持つは眞實なり。貨幣の外的價值と内在價值との關係の現實の決定は唯公平と正義の要求に従ふところの政府、即ち公正なる商業を維持し、之に便益を與ふところの政府に委ねられたり。貨幣が法的なる限り、同一權力に服する凡ての人々により受領せられざるべからざるなり。(6)

彼は特に貶質せらるゝところの小額貨幣による支拂を受領するの義務ありや否やの問題に就いて、巴里元老院の決定を引用したるが、彼は其の決定に賛成せざりき。巴里元老院の決定に依れば、かかる貨幣は本來商業用として作られたるにあらず、唯釣銭として作られたるものにして多額の支拂は嵩りて不便なるが故に、受領の義務なきものなり。然れ共當時一般の見解は此の元老院の決定を支持したり。アルベルタス・ブルウナスは此の問題は慣習、境遇を考慮せざるべからざれども、多額の債務が小額貨幣にて支拂ひ得ると考ふるは不合理なりと言へり。

又彼は貨幣の重量が低下せらるゝ時、素材の價值はそれに相應して引上らるべし。此の場合貸主が其の素材の不足を補つて更に多くの價值を受取らんと欲するも、同額の個片をもたらずにとゞまらるべしと説けり。(8)

以上述べたるが如く、モリナウスに於て見るべきは *Valor impositus* に關する見解なれども、彼は此の外にも物々交換の不便に就いてパウルスの見解を補足して、物々交換に於ては、價值に關する意見の不一致、詐術又は強請の除去の困難ありと説きたり。(9)

(3) Landry; Mutations des Monnaies dans l'Ancienne France. p. 70.

(4) Boiss (editor); Tractatus Varii atque Utiles de Monetis, eorumque Mutatione ac Falsitate. p. 317.

(5) " " pp. 317-318.

(6) " " pp. 319-322.

(7) " " pp. 94-95.

(8) " " p. 324.

(9) Tractatus Contractuum et Usurarium No. 531.

斯くモリナウスの如き例外存したりと雖も、概して十六世紀に入るとともに、貨幣理論は科學的見地より論述せらるゝの風を生じたり。而して其の傾向を示現せる最初の者は有名なる天文學者コペルニカスなり。彼は其の觀察の立脚點の科學的なるとともに、其の論斷に於て前人に比し極めて大膽なるが故に注目せらるゝところなり。

コペルニカスの *Monetae Cudendae Ratio* は一五二六年波蘭王シギスモンド一世の希望により執筆せられたるものにして、其の内容は既に一五二二年に於て講演せられたる所のものなり。彼は巻頭に於て謂へらく、王國候國共和國の崩壞の原因として擧示せらるゝ數多の禍患のうちには於て次の四項は最も危険なりと考へらる。即ち軋轢、大なる死亡率、土地礮礮、貨幣貶質是なり。之等の最初の三者に就いての實證は何人も不問に附する能はざる程大なりと雖も、第四の貨幣に就いては非常に才能ある僅かの人士を除けば殆んど介意せざるなり。其の理由はそが直ちに國家を壞滅せしめず、徐々に而して或る程度に於ては人に知られざる方途にて壞滅せしむればなりと。(1) 而して彼

は此の第四の貨幣貶質による當時のプロシヤ諸國の窮狀の救濟方法を發見すべく命ぜられたるなり。彼の貨幣の定義は頗る簡單なり。彼は貨幣は價值量定の共通尺度なりとなし、従つて此の尺度は決定的ならざるべからず、然らざれば買手と賣手との間に何等常軌的關係が存在し得ざるべしと言へり。(2) 次に貨幣の價值は其の素材を基礎とするものなるも、時に素材の價值よりも上下すべしと説き、貨幣數量が餘りに多く増加せらるゝ時は價值下落し、人は地金銀を欲求するに至るべしと言へり。(3)

(1) Copernicus; *Monete Cudende Ratio* (Walowski edition) p. 49.

(2) Ibid.

(3) Copernicus; *op. cit.*, p. 51. 52. 53.

彼はオレームよりも詳しく貨幣鑄造の技術に就いて論じたるが、貴金屬の合金に就いて、合金せる鑄貨は鍛工の目的の爲めに鎔解せらるゝ恐れ少く、適宜の形態の小個片を鑄造し得、且耐久力ありとの理由を擧げて之に賛同したり。(4)

彼は貶質の弊害を詳述し、そは商業を沮害するのみならず、工業を沈衰せしめ、債權者に不利益を與ふることを説き、(5) 又貶質せられたる新貨は舊良貨を驅逐するが故に望しからずと説けり。

(6) 然れ共彼は鍛工其の他の取扱人が良貨を撰出鎔解することのみを説き、良貨の輸出に就いては説くことなかりき。

彼は通貨改革の第一歩は鑄造局の多數なることを中止するにあり、鑄造局が多數なれば、其の統

御困難なる爲め貨幣價值の不統一を招來するが故に、一國には唯一つの鑄造局を存せしむべしと説き、次に鑄造權は貨幣の一般受領性確保の上より國王の手中に存せしむるを必要となせり。(7) 彼は鑄造費用を充たすに足る合金を行ふことを認めたるも、これより利得を得るは如何なる緊急の場合に於ても不可なりと論じたり。(8) 鑄造料に關する彼の此の見解は在來の教會法學者と相反するものなり。更に彼は貨幣改革に際して流通の原理をも考慮に加へたるなり。即ち新たな良貨の發行せらるゝ時、舊貨が新貨の凡ゆる利益を破壊するを妨止する爲めに、舊貨を廢止し、全然其の使用を禁止すべく、舊貨は造幣局に於て其の素材價值に従つて交換せらるべく、或る人々の言ふが如く低率を以つて依然流通を許すは、其の割合を正確に決定し難く、混亂を招くに至るを以つて不可なりと説き、各市民は大なる利益を獲得する爲めに小なる損失を甘受すべしと言へり。(9)

(4) Copernicus; *op. cit.*, p. 51.

(5) Copernicus; *op. cit.*, pp. 61-67.

(6) Copernicus; *op. cit.*, p. 57. p. 63.

(7) Copernicus; *op. cit.*, pp. 67-69.

(8) Copernicus; *op. cit.*, p. 69.

(9) Copernicus; *op. cit.*, pp. 69-71.

以上縷述し來れる所より推知せらるゝが如く、貨幣理論上の主要論點は夙に古代及び中世に於て殆ど論及せられたるなり。貨幣の本質、職能、素材、起原、を初め、貨幣制度、造幣技術、並びに

流通理論に至る迄極めて熱心に論議せられたるなり。唯此の時代に於て最も欠けたる點を舉示すれば貨幣價值變動の理法なり。クセノフォンが貨幣價值に論及し、聖トーマス、アントーヌ・ド・フロレンズが其の稀少性又は貯藏による減少が貨幣價值に影響を及すことを認めたりと雖も、又貨幣貶質の結果貨幣價值下落すとなすの見解一般に普及し、更に其の結果たる物價騰貴の社會に及す影響を熱心に論じたりと雖も、しかも他の部門に比して貨幣價值論は閑却せられ、又論ぜらるゝも正論に到達せざりしなり。而して此の欠を補ふに至れるは十六世紀後半の物價騰貴に直面したる以後の事にして、其の有力なる動因となれるものはジャン・ボーダンの千五百六十八年の執筆にかゝる Réponse aux Paradoxes de M. de Malestroit touchant l'encherissement de tous les choses et des monnaies なり。貨幣理論はジャン・ボーダンを境として新たなる一步を進めたるなり。

## 新刊紹介

Alfons Dopsch, *Naturalwirtschaft und Geldwirtschaft*  
in der Weltgeschichte. 1930.

高 村 象 平

此の世紀の初頭、獨逸に於ける經濟史家ゲオルク・フォン・ペロウは「Über Theorien der wirtschaftlichen Entwicklung der Völker. なる表題の下に、各民族の經濟的進歩一般を段階的に理解せんとする諸説を検討して、結局、何等顧慮するところなく段階的系列を濫用するは不可であるが、之を適當に利用するならば、歴史研究にとつて缺くべからざる補助手段であるとの結論を得た。

ペロウに従へば、雑多の歴史現象を一定の發展段階に統一することは誤りである。發展段階説は、一個の又は少數の民族及び其の歴史の一部から抽象されたものに外ならないのであるから、發展段階の普遍的妥當性は之を求めることが得ない。従て凡ゆる民族に適合する段階を定めて普遍的歴史法則を定立せんと試みるのは無理であるとしたペロウは、其の後に於て云ふ。乍併一民族の一定時期に於ける經濟段階を同一民族の他の經濟段階と比較し、或は一民族の一定段階を之と略對照する他民族のそれと比較することは、一方に於て共通的なものと特殊的なものとの、他方に於て中